

大分県報

令和七年
第六五五号
十一月七日

（金曜日）

目次

告示

緊急消毒の実施命令……………一
令和七年度臨時種畜検査に合格した種畜……………一

〇告 示

大分県告示第四百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり緊急消毒を実施することを命ずる。

令和七年十一月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 実施の目的

北海道の家さん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生、宮崎県の野鳥からの同ウイルスの検出を受け、県内家さん飼養農場での発生を予防するため

二 実施する区域

家さんを百羽以上飼養する家さん飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める農場

三 消毒方法

消石灰等の農場内散布

四 実施期間

令和七年十一月十日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第四百二十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和七年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和七年十一月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

種畜証明書番号	名 前	品 種	検査成績
令七大大分県臨三第一号	DC3789	その他	級外
令七大大分県臨三第二号	DC3817	その他	級外
令七大大分県臨三第三号	DC3833	その他	級外
令七大大分県臨三第四号	DC3835	その他	級外
令七大大分県臨三第五号	DC3852	その他	級外
令七大大分県臨三第六号	DC3853	その他	級外
令七大大分県臨三第七号	DC3875	その他	級外
令七大大分県臨三第八号	DC3877	その他	級外
令七大大分県臨三第九号	DC3878	その他	級外
令七大大分県臨三第十号	DC3885	その他	級外
令七大大分県臨三第十一号	DC3887	その他	級外
令七大大分県臨三第十二号	DC3889	その他	級外